

不正改造車を排除する運動

6月の強化月間に啓発活動などを展開

国土交通省・不正改造防止推進協議会

国 土交通省は、警察庁などの関係省庁や自動車関係団体などとともに、2019年度「不正改造車を排除する運動」を展開している。同省では、暴走行為や過積載などを目的とした不正改造車が、「安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっている」として、この運動を平成2年から実施。強化月間としている6月には、日本自動車会議所など自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」（事務局＝日本自動車整備振興会連合会）と同省が中心となってキャンペーンを展開し、ポスターやチラシのほか、新聞、雑誌、ラジオ、インターネットなどのメディアも活用した啓発活動などを行っている。

啓発活動では「不正改造は犯罪である」ことを前面に打ち出し、具体的に何が不正改造なのかや、不正改造による事故・迷惑などを、事例を挙げて広報している。特に若者や女性をターゲットに、ウェブメディアなども利用。今年度はYouTubeを活用し、動画の拡散により不正改造車の違法性をユーザーに訴えかける取り組みにも着手した。協議会構成団体では、アカウントや動画サイトの周知活動を展開している。

強化月間には、国交省が中心となり、警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会などと連携しながら全国で163回の街頭検査も実施。違反車両に対しては整備命令を発令するが、特に取り締まり件数が多く、社会的な排除要請が高い次の4項目を「重点排除項目」とし実施している。

- (1) マフラーの切断・取り外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の爆音マフラー装着
- (2) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取り外し、解除または不正な改造、変更等
- (4) シートベルト警報装置を解除する用品等の取り

不正改造は犯罪です!!

STOP! THE 不正改造

不正改造車を排除する運動

このまま不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容、黒煙等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車・速燃黒煙連絡先	北海道運輸局 011-290-2752	中部運輸局(不正改造) 052-952-8042	西国運輸局 087-802-6783
	東北運輸局 022-791-7534	中部運輸局(黒煙) 052-952-8044	九州運輸局 092-472-2537
	北海道運輸局 025-285-9155	近畿運輸局 06-659-6453	沖縄総合事務局 098-866-1837
	関東運輸局 045-211-7254	中国運輸局 082-228-9142	

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→

推進：国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援：内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力：独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

www.tenken-seibi.com

強化月間の啓発ポスター

付け

また、全国の運輸支局など53カ所に相談・情報提供窓口として「不正改造110番・黒煙110番」も設置。寄せられた情報をもとに、不正改造ユーザーに対して改善・報告を求めるハガキを送付するなど、不正改造車排除に向けて有効に活用している。さらに、全国302のバス事業者の協力により、乗合バスに同運動の広報横断幕を掲示してもらい、広く一般へもアピールしている。

■関連サイトは次の通り。

○専用HP <http://www.tenken-seibi.com/>

○動画サイト <https://youtu.be/g9G1ngSnXYk>